

様式第1号（第2条関係）＜最低制限価格導入＞

○令和8年度秋田県立大学秋田キャンパスエレベーター保守点検業務委託に係る条件付き一般競争入札の実施

令和8年度秋田県立大学秋田キャンパスエレベーター保守点検業務委託について次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第10条の規定に基づき、公告する。

令和8年2月12日

公立大学法人秋田県立大学 理事長 福田 裕 穂

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名及び数量

令和8年度秋田県立大学秋田キャンパスエレベーター保守点検業務委託 一式

(2) 業務委託の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

(4) 履行場所

秋田県立大学秋田キャンパス

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第8条及び同規程第9条の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

(3) 入札参加資格の確認の日において、秋田県及び秋田県立大学の指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 公告日現在、庁舎等の維持管理業務についての一般競争入札及び指名競争入札に参加するものに必要な資格（平成22年6月1日秋田県告示）第5条に規定する庁舎維持管理業者登録名簿に、以下の内容で登載されていること。

① 希望する業務として 3 建築物の付帯設備の保守管理 の「昇降機設備保守管理」に登録していること。

② 契約履行が可能な地域として「秋田地域振興局管内」に登録していること。

(5) 以下の要件を満たすこと。

① 建築基準法施行規則に規定する昇降機検査有資格者が2名以上で点検を行うこと。

② 緊急時には30分以内に現場に到着し、処置を行うこと。

(6) 秋田県内に本社又は営業所等を有していること。

(7) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を有すると確認されていること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 問い合わせ先

郵便番号010-0195 秋田県秋田市下新城下野字街道端西241-438

秋田県立大学財務本部財務チーム（秋田キャンパス） 電話番号018-872-1544

(2) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所

秋田県秋田市下新城下野字街道端西241-438 秋田キャンパス財務チーム

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

公立大学法人秋田県立大学職員の労働時間、休日、休暇等に関する規程（平成18年規程第18号、以下「労働時間規程」という。）第8条に規定する休日を除き、令和8年2月12日から令和8年2月19日までの期間、随時交付する。

4 入札参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次により理事長に申請し、参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類等

ア 競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 履歴事項全部証明書の写し又は秋田県内に本社又は営業所等を有することを証明する書類の写し

ウ 本業務に従事する者の建築基準法施行規則に規定する昇降機検査資格証明書等の写し及び保有者との雇用関係を証明する書類の写し

(2) 提出方法

持参又は郵送すること。

(3) 提出期間

労働時間規程第8条に規定する休日を除き、令和8年2月12日から令和8年2月25日までとする。

(4) 提出場所

3－(1)に示す場所と同じとする。

5 入札執行の日時及び場所

令和8年3月5日 午前10時40分

秋田県立大学秋田キャンパス共通施設棟2階 A210

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

公立大学法人秋田県立大学契約事務規程第13条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

当該入札の落札者との間で締結する契約は、公立大学法人秋田県立大学会計規程第37条の3に基づく長期継続契約であるため、当該契約を締結した日に属する年度の翌年度の予算において、当該契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、こ

の契約を解除又は変更することがある。この場合において契約の相手方は、契約の解除又は変更により生じた損害の賠償を秋田県立大学に対し請求することができない。その他詳細は、入札説明書による。